平成２１年（フ）第１８７４号
札幌市東区東苗穂２条３丁目５番53―204号
債務者　佐々木達子
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９２３号
北海道江別市向ケ丘１番地の６
債務者　遊塚　真理
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９２８号
札幌市白石区南郷通７丁目北４番19号　ハウスエコーＢ号
債務者　茅根　和子
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９３８号
北海道恵庭市有明町３丁目５番３号　中岡荘２階202号室、住民票上の住所北海道恵庭市西島松570番地島松病院
債務者　荒木　裕行
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９４４号
北海道江別市幸町３番地の12　希望荘３号室
債務者　成田　初儀
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９５８号
札幌市白石区本郷通13丁目北１番20―206号
債務者　小林　雅郎
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９９２号
札幌市北区新川西２条７丁目３番22号
債務者　野田頭喜子
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９９４号
札幌市東区北25条東13丁目１番10号　北25ハウス２階７号
債務者　原水　由浩
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２００８号
北海道恵庭市有明町６丁目６番６―202号
債務者　石崎　栄子（旧姓村本）
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０３８号
札幌市西区発寒８条10丁目３番28号　ラークシティハウス102号
債務者　星　　陽子（旧姓工藤・二瓶）
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０６１号
札幌市東区北31条東16丁目２番１号　サニーコート大畑302号
債務者　竹内　律子
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０７３号
札幌市白石区菊水元町３条１丁目３番１号第２野坂マンション402号
債務者　安田　寛行
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２３９号
群馬県安中市中宿１丁目５番41号
債務者　千嶋　洋子
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第２４０号
群馬県安中市中宿１丁目５番41号
債務者　千嶋　冊子
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第２４３号
群馬県高崎市飯塚町1506番地１
債務者　金澤久美子（旧姓新井）
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第２４６号
群馬県安中市原市2045番地３
債務者　山田　良行
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第２５３号
群馬県高崎市上小鳥町362番地15
債務者　荏戸　雅之
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
前橋地方裁判所高崎支部